

児童相談所設置に伴う児童福祉施設及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の設定(条例素案)

1 基準の設定の趣旨

尼崎市では、児童虐待等の未然防止から措置等の緊急的対応、自立までの継続的な関わりを1つの自治体が実施することで、「子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現」を目指し、令和8年4月1日、児童相談所の設置を予定しています。

児童相談所の設置により、兵庫県から児童福祉施設※に係る権限が移譲されること及び児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設置することから、それらの施設の設備及び運営の基準を定める必要があります。

そのため、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」の改正及び「(仮称) 尼崎市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定します。

※児童福祉施設（児童相談所の設置により権限が移譲されるもの）

児童養護施設、乳児院、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

2 条例素案について

(1) 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例一部改正（条例素案）

基本的に国基準どおりとしつつ、他の自治体が独自に定める基準等を参考に条例素案を検討していきます。なお、次に掲げる独自規定は、現行の条例において本市基準として既に規定している内容であり、それを当該条例素案に反映するものとします。

【独自規定（概要）】

項 目	内 容
暴力団排除	児童福祉施設の設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。 児童福祉施設は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならない。
非常災害対策	児童福祉施設の設置者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。 (2) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。

	(3) 定期的に、上記指針及び関係機関への連絡体制をその児童福祉施設の職員並びにその児童福祉施設を利用している者又はその家族に周知すること。 (4) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。
救命講習受講者の配置	児童福祉施設の設置者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者（当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。）をその児童福祉施設に常時配置するよう努めなければならない。
事故防止・事故発生時の措置	児童福祉施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。 (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその児童福祉施設の設置者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該児童福祉施設の職員に周知される体制を整備すること。 (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその児童福祉施設職員に対して研修を行うこと。 児童福祉施設の設置者は、その利用者に対する支援により事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。 (2) その発生した事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。 (3) その発生した事故が児童福祉施設の設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、その利用者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。
研修計画・職員の資質向上	児童福祉施設の設置者は、研修の実施計画をその児童福祉施設の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。
関係機関との連携	児童福祉施設の設置者は、関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、日常的に、適切にその業務を行うことにより、その利用者等が安心してその児童福祉施設を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

- (2) (仮称) 尼崎市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例素案）
- 基本的に国基準どおりとしつつ、本市が既に定める基準や他の自治体が独自に定める基準等を参考に条例素案を検討していきます。

【独自規定（概要）】

項 目	内 容
暴力団排除	一時保護施設は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならない。

非常災害対策	一時保護施設は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。 (2) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。 (3) 定期的に、上記指針及び関係機関への連絡体制を職員並びに一時保護施設に入所している者又はその家族に周知すること。 (4) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月１回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。
救命講習受講者の配置	一時保護施設には、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者（当該講習を受けた日から２年を経過しない者に限る。）を常時配置するよう努めなければならない。
事故防止・事故発生時の措置	一時保護施設は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。 (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が市長等に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が職員に周知される体制を整備すること。 (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、職員に対して研修を行うこと。 一時保護施設は、入所者に事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。 (2) その発生した事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
研修計画・職員の資質向上	一時保護施設は、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。
学習保障	一時保護施設は、学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）又は学校教育法第１３４条第１項に規定する各種学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じなければならない。
関係機関との連携	一時保護施設は、子どもの育ち支援センターや児童の在籍する学校等の関係行政機関と、必要に応じて警察、医療機関等と相互に連携を図りながら、日常的に、適切にその業務を行うことにより、入所者が安心して一時保護施設を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

以 上